



福岡市育成会だより

第156号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL.092-713-1480

この会報は、
共同募金の配分を
受けて作成した
ものです。



ありがとうございました

将来の安心のため今できること

(くらしの場)

理事長 向 公 太

前号の「将来の安心のため今できること」の中、「親亡き後の事を考えるとき、住む所——が必須になります。そのような場を今、あるいは今から準備していく必要があると思います。」と記しました。今号においては、このテーマで、保護者、施設関係者あるいは保護者と団体の責任者を兼ねている方から記事をいたたくということですので、私の立ち位置は何処におくべきだろうかと迷いました。考えた結果、育成会の果たすべき役割として障がい者の権利擁護があることから、歴史的経緯に触れ、知的障がいのある人の暮らしに関する過去の経緯そして暮らしを守る為の支援の在り方や支援の専門性を考えます。

知的障がい者が家を出て地域で生活する場合は社会の中で自発的に発生してきたのではなく、先達が作ってくれました。皆様もご存知の滝野川学園をつくった石井亮一、近江学園を創り、どんなに障がいが重くてもその人なりに発達することを明らかにし有名な「この子らを世の光に」の言葉を残した糸賀一雄、この方たちをはじめとする多くの方が知的障がい者の住まいの場(暮らしの場)を作ってくれました。そして、その中で、社会で生きていくことができる力をつけていただきました。

その後、身体障がい者に対する制度を先頭に制度が少しずつ整い、現在で言う障害者支援施設(入所施設)や重度の障が

い者に対するコロニーと呼ばれる施設も整備されました。この時期には量的な整備が目標でした。その後、知的障がい者のある人のみに限定されるのでは、その通勤寮と呼ばれるものや福祉ホームが整備されました。そして、現在の地域で生活するというコンセプトに近づき、障がいのない人と同じように地域で少人数で生活することに価値を見出す方向に進みました。現在のグループホームです。

この流れに至るには長い年月が必要でした。が、障がいのない人の暮らしの場を考えると何ら特別なことのようには思えません。生まれて、子供の時代そして学校に通う時期は親元から通うが、働き始めると、親元を離れ、一人住まいをする人もいます。そして、そのような生活や社会への関わりを通じて、社会のルールや厳しさを知るとともに、一人前として扱われる事となります。知的な障がいのある人もその歩みを緩くとも続けるべきであると考えます。

国連の障害者権利条約の第19条では次のように定めています。条文の一部のみを記載します。「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもつて地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」

その後、身体障がい者に対する制度を任は我々社会の側にあります。その中で、

で福祉に関わる人は、自らが行っている支援にも関わっていることになります。育成会が昨年4月に開設しました。お子様がグループホームを利用されたお気持ちをお聞かせください。A: 話の中に次のようなものがあります。「Q: お子様がグループホームの利用者の保護者のお話を聞くと、A: お気持ちはどうですか? A: お気持になつた。」グループホームの利用者に対する支援が実は親自身の生活で、今では自分自身も支援をいたしました。障がいのある人とその家族のライフサイクルに変化を与えるのです。また、利用者と地域の皆さんとのかかわりのあり方を変えるきっかけになつていています。障がいのある人とその家族のライフサイクルに変化を与えるのです。また、利用者と地域の皆さんとのかかわりのあり方にも支援の質が影響を与えることは容易に想像できます。

グループホームを暮らしの拠点にする生き方に対する支援の質(支援のあり方や専門性)が大きな影響を与えます。人のライフサイクルのあり方に関わりを持つことの責任の重さに改めて身の引き締まる思いがいたします。平成30年度には一人暮らしの障がい者の理解力、生活力などを補うための支援を行う「自立生活援助」事業が開始されます。障がいのある人の暮らしのステージがまた一步拡がります。支援に関わる我々関係者も制度の進み方のスピードに負けない取り組みが求められます。

前号からの引き続きのテーマとなります。前号は財産や資産のことについてお伝えしました。今号は「くらしの場」将来の安心のための家族の関わりや事業所の役割、新たな取り組みを進める事業所、また幾重にもハンディのある方の地域生活をどう支援するか、それぞれの取り組みと課題について報告をいただきました。

①グループホームでの新たな生活・親子体験室の活用について

早良ひまわりハウス
統括施設長 荒井 晃紀

早良ひまわりハウスも開所から10ヶ月を過ぎ、入居者の皆さんもハウスでの生活に馴染まってきたようです。今回は、そんなハウスでの生活をご紹介します。

日課ですが、朝は皆さん起床時間が早く4時過ぎの方をはじめ、6時30分には大半の方が起床されます。起床後は、それぞれ洗顔着替えなど朝の身支度を済ませられ食堂・リビングで皆さんと談笑されたりテレビを見られたりしながら過ごされています。7時頃からは、朝食になります。食事の際は、世話人が調理した料理を皆さん協力して配膳などのお手伝いをしていただいています。食事が終わると、自主通勤の皆さんは、順次

出勤されます。その後、事業所の送迎車利用の皆さんは、9時ごろに各送迎車が迎えに来た後、出勤されます。夕方16時を過ぎると送迎車利用の皆さんが帰つてこられます。自主通勤の方は5時ごろから帰つてこられます。ハウス帰宅後は、順次、入浴が始まります。ハウス1は入居者10名、シヨーツステイ、親子体験がおられる最大14名が入浴されるため、入浴は16時過ぎから開始します。入浴は、ご自分でされる方は、見守り、声掛けを、洗いや流しが不十分な方は入浴支援を行っています。浴室はハウス1には2室ありますが、それでも、全員の方の入浴が終わるのが、20時ごろになります。夕食は18時30分ごろから始まります。食事については材料を宅配業者に発注、配達依頼しています。調理は、世話人(地域在住の方)が調理して提供しています。

夕食入浴を済ませられた方は、引き続き食堂、リビングで皆さんと過ごされています。調理は、世話人(地域在住の方)が調理して提供しています。

また、早良ひまわりハウスでは、季節のイベント(節分、クリスマスなど)は、世話人によるオリジナルメニューを誕生者には、リクエストメニューなども提供しています。

利用者の皆さんからは、ハウスでの生活についてお尋ねしたところ、毎日あたたかい食事が食べられる

されています。

当初、週末は多くの皆さんのが自宅に帰省されるかと思つていました。が、毎週帰省される方は2~3名、月に2回程度帰省される方が5~6名というのが現状です。週末をハウスで過ごされる方は、居室の掃除をされたり、他の利用者さんとトランプやオセロをされたり、テレビを見て過ごされています。また、利用者の方の中には職員が館内清掃をしているとお手伝いをして下さる方もいらっしゃいます。また、ご自分でバスや地下鉄を利用して天神や西新などに出かけされる方もいらっしゃいます。他には、ハウス近くのコンビニエンスストアに買い物へ行かれたりハウス近郊に散策に行かれる方などそれぞれの過ごし方で楽しめているようです。時には、地域で行われるイベント(夏祭りなど)にも参加して、地域の方との交流も少しずつですが行っています。



が嬉しい、他の利用者や職員とお話しできるのが楽しい、毎日お風呂に入れることが嬉しい、生活リズムが整い体調が良いなどの嬉しい感想をいただいています。

入居者の保護者の方からは、不安だつたが入居後本人の笑顔が増えてよかつた、ハウスに入つてから自分に安心が持てるようになつたなど親御さん自身の生活にも良い変化が表れているとのことです。

また、見学に来られた方からは、建物がきれい、利用者の皆さんが明るい、環境が素晴らしい、支援が行き届いているといった感想をいただきました。

早良ひまわりハウスでは、今後も利用者の皆さんのが生の声を大切にしながら、環境整備及びより細かい支援を心掛け、今以上に楽しく健康に過ごせるハウス運営に努めていきます。

②住いの場の選択肢 (住み慣れた我が家? それともグループホーム?)

事業部保護者福島啓

現在、私と娘の一人暮らしです。娘は、日中は清掃の仕事に就いています。他の保護者の方から、福祉サービスで移動支援が利用できることを教えていただき即受給者証を取得しました。それで、土日の移動支援を利用するようになりました。まずは移動支援だけと思つていましたが本人の年齢も上がつて、他のサービスも使えますよと周囲に教えても

そして将来、私が居なくなつたことを考え、このまま一人で生活するのか、グループホームを利用するのかを考えました。一人で生活するに

しては相当支援がいるだらうと思ひます。ただ、身の回りについてある程度準備さえしていれば、これまでも私が一々二泊、仕事で出掛けても一人で過ごしています。それを思えば、ヘルパーや、夜の声かけ支援、周囲や地域の見守りがあれば一人で生活可能かなと思つています。ただ、自分でお金が使えません。今でも1,000円札と500円玉でお弁当を買うくらいしかできません。金銭管理をどうするかが課題です。

私の下の娘、本人の妹がいますけど、まだ子育て中ですので、お姉ちゃんのことをお願いしたくとも、まだ10年15年、20年かかるかもしれません。ちょっと無理かなと、そう考えグルーブホームも検討しています。これまで、忙しくて実行出来なかつたショートステイを今年は経験させたいと思います、計画相談で担当の相談支援専門員と話をしています。今年のお正月に、早良ひまわりハウスの外見だけ見学しようかと思いましたが娘を知つている利用者の方がいらっしゃつていろいろお話しを聞かせていただきました。娘は最初は、とても人見知りをするので、周囲の方と上手くやれるか心配です。そのため、このような経験も少しずつ積み重ねること大事だと思つています。

娘とは、私が居なくなつたあとに
どこで将来、生活をするか話もしま
すが、なかなか理解が難しくイメー
ジもつかないようで、本人の意識は
まだまだ思っています。私が居な
くなつたあと、誰がお世話をしてくれ
れるか、そして自分自身で身の回り
のことができるようにならないと
いけないと話しています。

私はヘルパーとして支援に入らせていただくようになつて、約4年が経ちます。この間、様々なご家庭に入らせていただきました。その中で、ヘルパーの存在が各ご家庭にどのような影響を与えていたのか、また、どのような立ち位置で、どのような存在にならなければならぬのかを常に考えるようになりました。

地域生活を支える ヘルパーの役割と活用法

も1,000円札と500円玉で弁当を買うくらいしかできません。金銭管理をどうするかが課題です。

私の下の娘、本人の妹がいますけど、まだ子育て中ですので、お姉ちゃんのことをお願いしたくとも、まだ10年、15年、20年かかるかもしれません。ちょっと無理かなと、そう考えグループホームも検討しています。これまで、忙しくて実行出来なかつたショートステイを今年は経験させたいと思い、計画相談で担当の相談支援専門員と話をしています。今年の

先日 下の娘に私に何かあつた時
のために、一回一人で来てもらいました。
した。そして、日中は身の回りの事を
夜は緊急時のことを連絡先などにつ
いてゆつくり話をしました。両親健
在なら2人一度には居なくなるこ
とは考えにくいですが、片親であれ
ば、いきなり本人一人になつてしま
います。その時はまず何をするのか?
誰に連絡をするのか?下の娘には
保護者会や事務局の方に連絡をす
ることを伝え相談するように話し
ています。

お正月に、早良ひまわりハウスの外見だけ見学しようかと思いましたが娘を知っている利用者の方がいらっしゃっていろいろお話を聞かせていただきました。娘は最初は、とても

住み慣れたこの生活なのか、支援者のいるグループホームでの生活か私自身は答えを出せていませんし、本人自身も将来の問題として、まだ深刻な話として受け止め切れていないようです。ただ、嫌なことはいやということ伝えることはできますので、今から将来の選択肢を増やすことが大事なことと思つています

し方が分からない」という方であれば、ご自宅でできる活動を提供し、その方々に合った内容を模索するなど、できる限り日常生活の環境に変化はなく、しかし、活性化できるような存在になります。

一人で出かけるのは不安だつたりするという方もいると思います。そのような方々に移動支援というサービスがあります。食事や買い物などを主な目的として長めの外出を行うサービスです。今では、散歩のみの外出も認められており、必ず何かしらの目的がないと利用できなかつた以前に比べると比較的利用もしやすくなつております。また、元々は療育手帳判定がAの方のみのサービスでしたが、条件が整えばBの方も支給を受けられるようになつていて、行き先は各ご家庭によつて異なり、「ここに行つてみたい」、「ここに連れてい行つて欲しい」など指定されるケースもありますし、ヘルパーに行き先を委ねるご家庭もあります。短い方で1～2時間、長い方で4～5時間の外出を行われます。唐津や大宰府など、やや遠方に外出される方もいらっしゃいました。普段外出する人とは違うというのが移動支援の利点の一つだと思います。

かと思います。そのような状況につた際に、ヘルパーが入っていると安心して今まで同様の生活を送れると思います。特に、長く支援に入らせていただいたヘルパーなどであればご本人はもちろん、ご家族の方も安心できるのではないかと思います。

居宅介護は支援の性質上、ご自宅に入らせていただくことになるので抵抗があるかもしれません。しかし、ご自宅だからこそ、安心できるというのは特にご本人には強くあると思います。ヘルパーが入ることに慣れるまでに、ご本人・ご家族と時間を要するかもしれません、将来の安心のために今できることの一つとして考えてみてはいかがでしょうか。

④最重度障がい者の暮らしを

（一）重度障がい者等包括支援の活用（
社会福祉法人葦の家福祉会
重度障がい者等包括支援事業りーど
サービス提供責任者 仲村 成司

葦の家福祉会は昨年7月に地域型
グループホーム「すまいるホーム」を開所しました。ここには男性7名、女性3名が入居しています。入居者の性別がい支援区分は区分6が7名、区分5が2名、区分3が1名で、市内でも数少ない重度障がい者のグループホームです。

私たちもそのような計画で準備を進めていましたが、市の居宅介護の基準支給量では十分な支援時間が得られず必要な支援が提供できないことが分かりました。利用者の安定した介助体制の確保の為に市と協議を重ねる中で、本制度の活用につなぎました。

この制度は、利用者の個別支援の為にホームの配置基準の人員より多く

ホームの配置基準の世話人と生活支援員だけでは、利用者の身辺介助や安全確認などが十分に出来ない為、個別にヘルパーをホームに派遣していました。

の利用者はすべてⅣ類型の方です。本法人ではグループホーム（その当時はケアホーム）を開設するにあたって、各地の重度・最重度の障がい者が利用しているホームの視察を行ないました。そこで得た情報として、

その中で5名の方（男性3名、女性2名）が重度障がい者等包括支援事業（以下、重度包括支援）を利用して生活されています。

重度包括支援の利用要件は、障がい支援区分6で、四肢麻痺があり、AL Sや脳性麻痺など重度の身体障がいのある方（I類型）、四肢麻痺に併せて重い知的障がいのある重症心身障がい児者（II類型）、それと行動援護の対象者で、かつコミュニケーションに配慮が必要な方（III類型）です。本法人の利用者はすべてII類型の方です。

スタッフを配置出来ること、自宅に帰省した時にご家族だけでは難しい入浴支援等にスタッフを派遣出来るなど、各利用者のニーズに沿った対応が柔軟に出来るところがメリットです。当法人は通所事業所、ヘルパー事業所グループホームを運営している為、各事業所間の報酬の按分を調整することで運営の安定化を図っています。全国に事業所が少なく、情報が少ない中で福岡市と話し合いを重ね、他の自治体より手厚い支給量を得ることで、夜勤2名体制が確保できています。



る制度かもしれません。支援に見合った報酬のあり方、人材確保・育成などの課題はありますが、これからも「障がいがあるても、地域の中でふつうの生活」の実現に向けて、チャレンジしていきたいと思います。

⑤幾重にもハンディがある人たちの地域の暮らしの場について思うこと

認定NPO法人

障がい者より良い暮らしネット

代表 服部 美江子

障がいのある人の多くは、障がいに加え、貧困、疾病など厳しい環境におかれています。きょうざれん調べ「障害のある人の地域生活実態調査・2016」では年間収入100万円以下61.1%、101~125万円以下21.2%、8割強が125万円以下(生活保護受給者を除く)を占めています。てんかん発作、水頭症、側弯症、誤嚥性肺炎リスクなど日常的に医療的管理を要する人や、さらに胃ろうや痰の吸引など常時医療的ケアを要する人もいます。

それらの人の暮らしは親(54.5%)、兄弟(22.7%)、祖父母(5.9%)と同居(同調査複数回答あり)という家族介護の現状です。この人たちが家族から自立して地

域で暮らすためには居住施設が必要です。車いす使用者であれば完全バリアフリー化、スプリンクラー等のハード面、24時間の支援や看護師等のマンパワー、住居費の補助、言葉での意思表示ができない人たちの支援に意欲と理解とスキルをもつた人材や運営というソフト面、などどれも欠かすこととはできません。

これらのことを考えるとき、ある程度の規模の方が合理的だと考えます。居住する人の安心、安全、尊厳が守られ生き生きと幸せに暮らせることが、施設としての運営を可能とする合理性も併せて考えることが必要です。さらに、重度者には夜間支援員は不可欠であり、1人体制では緊急時には対応できない、非常な孤独感にさいなまれるなどデメリットしかないことは見逃してはいけません。残念なことに、このようなホームは現法制度では不可能です。

当会は重症心身障がい者の母3人が「地域に暮らしの場」と願い活動を始めてから丸8年が経ちました。私たちの切なる思いを受け止めてくださった事業所が博多区千代に療養介護事業を2014年に開所し、短期入所は2017年12月には述べ430児者の地域生活の支援に多大に貢献しています。

声を上げなくとも障がいのある人たちの環境が整う日が来ることを願つて私たちは今日も活動を続けています。親たちが子に代わって手をつなぐことが出来ました。親たちの活動、だったと聞いています。今では全国規模となり大きな力を發揮しています。親たちが子に代わって親たちの環境が整う日が来ることを願つて私たちは今日も活動を続けています。

寄付のお礼

(平成29年12月～平成30年1月)

■福岡ひまわりの里

田中 春子 様

■ひまわり園

井上 幸次 様

■ひまわりパーク上牟田

マルイグループユニオン

博多マルイ従業員組織 様

■早良ひまわりハウス

ひまわりパーク六本松

保護者会 様

井上 紗代 様

上村 敏呂 様

ありがとうございました。
大切に使わせていただきます。

詳しい資料のご請求・お問合せは下記まで

ご契約にあたっては必ず「ご契約に関する重要な事項」(約款)

東京海上日動の個人賠償責任保険

ご不明な点等がある場合には、ゼンチ共済株式会社までお問い合わせください。

<代理店> 株式会社グッド・サポート

T E L : 0 9 2 - 2 6 3 - 6 7 7 1

F A X : 0 9 2 - 2 6 3 - 6 7 7 2

〒812-0037

福岡県福岡市博多区御供所町2-63

博多パルビル3F

・ゼンチ共済株式会社

ZENCHI (岡垣財務局長(少額短期保険)第14号)

〒101-0032 東京都千代田区若木町三丁目5番8号若木町シティ ブラザビル5F

コールセンター

0120-322-150

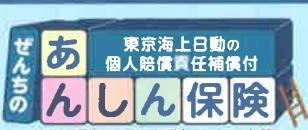
ゼンチ共済 <http://www.z-kyosal.com/>

[2017年12月作成 17-T08668]

知的障がい・発達障がい・ダウン症・てんかんのある方のために

特別支援教育を必要とされている方のためにの保険

詳しい資料のご請求・お問合せは下記まで



●病気・ケガ・入院 最高1万円
 ●虐待・差別を受けた 弁護士費用補償
 ●他人のものを壊してしまった 個人賠償責任保険5億円
東京海上日動と提携 最5億円 (総合生活保険
個人賠償責任保険5億円)
 引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社



こんな時に使えます
 訊って物を壊してしまう…
 日常生活でケガをすることが多い…
 ラブリに巻き込まれた際、誰も助けてくれない…
 入院・通院をサポート

ネット申込・年払・月払OK | クレジットカード払OK ※ネット申込のみ



保護者会だより

福岡市手をつなぐ育成会保護者会

障がいのある人の暮らし

会長 下山 いわ子

いわ子

障害者権利条約

的に参加できる。

★「障害」は、障害者ではなく、社会が作りだしている、という「社会モデル」の考え方。

★排除する差別とともに障害者に「合理的配慮」をしないことも差別になる。

※合理的配慮：障害者が困ることをなくしていくために、

周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のこと

(外務省からの資料を抜粋)

(以下「障害者権利条約」と略)の影響の大きさを実感できるようになつてきました。

「障がいがあるから仕方ない。がまんしなくては」という状態からは進んでいます。

「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」と略）の影響の大きさを実感できるようになつてきました。

「障がいがあるから仕方ない」とは、違つてきています。

★障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障する。

私たちの暮らしはどう変わったのでしょうか。

暮らしあは?

どんな暮らしを望む?

連携して

本人の意思を大切に

福岡市手をつなぐ
育成会保護者会
TEL 713-1480
FAX 715-3561
e-mail hogsha@fiku.jp

るのでしょうか。
たので改めて、どんな暮らしをした
いか考えてみませんか。

考えるときは、「どんなに重度な
障がいのある人にも意思がある」こ
とを意識して決定していくことも
重要です。

トライインにたつための条約ができ
たので改めて、どんな暮らしをした
いか考えてみませんか。

それぞれの時期に、住まい、教育、医療、労働、福祉、社会参加、等の環境が関係しています。

家族関係等も関係しています。

本人の安心・安全で幸せな暮らしを考えるには、今まで以上に、関係者と一緒に考えたり、団体も個別で運動すると同時に、連携して運動を進めると良い方法が見つかるはずです。

社会モデルの考え方になり、他の者と平等で合理的配慮の提供を求めることができるようになりました。

どんな暮らしを望みますか?

- ・本人の尊厳ある幸せな暮らし

- ・障がいの受容からライフステージを通して信頼できる相談者がいること。

- ・適切で切れ目のない教育や支援を受けられること。

- ・親なき後も安心して暮らすこと。

- ・障害者権利条約の理念にそつた共生社会が実現すること。等々。

- ・決して障がいのある人を優遇しても、障がいのない人と同じスター

各団体が連携する方法を考えたのです。

支援なくしては生きていけない障がいのある人も、親なき後まで幸せに暮らしてほしいと願つてやみません。



手をつなぐ応援隊通信

「手をつなぐ応援隊」というチームで、楽しくわかりやすい知的障がいや発達障がいの擬似体験を通して啓発活動を行っています！

車いす体験やアイマスク体験のように、知的障がいや発達障がいある人たちの気持ちや感じ方を実感してもらうプログラムを行っています。



平成28年12月福岡市障がい者週間記念の集いの日に育成会保護者会のブースで先行して行い、そこで出会った方から出動依頼を受け、平成29年3月から活動を開始しました。

今年2月15日で、出動回数44回、参加者数1,313人になりました。

有難いことに口コミや福岡県の出前講座として、福岡市ボランティア養成講座、公民館の人権研修、民生委員・児童委員障がい者人権研修、区人権研修、小・中学校教諭、小・中学生、小学校保護者、小学校成人委員研修、学童の職員、福祉事業所職員、商業施設職員等、市内外に呼んでいただいています。



参加者からの感想

▼擬似体験のときの、会場全体が「そうか！」となったり、「・・・？」となったりした状態、あの感覚を体感するというのは、とても大切な経験になった。また、保護者として、色々な葛藤の中での今があると正直なお話をしていただけたことも、頭ではなく、心の奥底に伝わる内容だった。（役場職員）

▼日々の育児や介護の中で、「こんな言動、あるなあ・・・」とあてはまり、参考にするところがあった。（公民館）

▼障がいがあることが不幸ではないと思った。（小学生）

▼福祉の現場にいるが、改めて目からうろこだった。（福祉事業所）

▼研修会で初めて眠くならなかった。（人権研修）

▼小学校や警察、行政、交通会社でしてほしい。（保護者）

▼あるあるだった。（発達障がい当事者）

プログラムは、全国各地の啓発隊と情報交換したり、障がいについての専門家や医師、教員の方、障がいのある家族や当事者、障がいについて知らないと言われる方、等と意見交換を行ながうら作っています。

限られた時間で障がいについて伝えることは難しいですが、楽しく、わかりやすい内容で、少しでも共生社会に近づくように活動しています。

どうぞ、あなたの街にも、あなたの職場にも呼んでください

福岡市消費生活センターからのお知らせ

「見守り」と「気づき」で障がい者の消費者トラブルを防ごう

- ★障がいのある方、特に知的障がいや精神障がいのある方は知らない人とのコミュニケーションが得意ではなく、その場での的確な判断や対応が出来にくくことがあるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。
- ★被害の早期発見、また被害を繰り返さないためにも、家族や周りの人は、日ごろから様子を気にかけ、生活の変化となるべく早く察知することが期待されます。障がいのある方の思いを大切にし、本人の意向に沿いながら支援しましょう。
- ★消費者トラブルで困っている様子に気づいたら、福岡市消費生活センターにご相談ください。
(消費者ホットライン188)

消費生活相談は「188」へ！

- ★「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。
開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。
(ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。)
- ★お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- ★自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- ★消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分らない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を利用しましょう。



商品が届かない！ネットでの買い物は慎重に

- ★ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど実態のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。ネットでの購入前には事業者の所在地、電話番号などを必ず確認しましょう。
- ★商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。
- ★インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの表示のないサイトでの買い物はやめましょう。
- ★分らぬことや不安なことがあつたら、福岡市消費生活センターにご相談ください。



格安スマホ契約前にサービス内容を確認しましょう

- ★いわゆる“格安スマホ”を契約して使ってみたところ、今までの携帯電話と同じサービスが受けられなかったという相談が寄せられています。
- ★格安スマホ会社の中には実際の店舗がなく、故障時の対応や問い合わせ窓口が電話やホームページ等に限られている場合もあります。契約前に、サポート体制等のサービス内容についてよく確認しましょう。
- ★格安スマホは、独自のメールアドレスの提供がなかったり、故障時に代替機の貸し出しサービスが有料であったりするなど、今までの携帯電話会社とサービス内容が違う場合があります。自分が必要とするサービスを確認し、よく検討してから契約するようにしましょう。
- ★不安に思うことやトラブルが生じた場合には、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。
(消費者ホットライン188)

